

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年5月31日（金）第2910号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓

令

○鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）

（税務課取扱い） 1

## 訓 令

### 鹿児島県訓令第6号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年5月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第129条の4中「平成20年鹿児島県条例第38号）第8条」を「平成25年鹿児島県条例第50号）第9条第1項又は第2項」に改める。

別記第147号様式付表中「核燃料税調定内訳書」を「核燃料税調定内訳書（価額割用）」に、「千円」を「1,000円」に、「百円」を「100円」に改め、同様式付表を同様式付表1とし、同様式に次のように加える。

付表2

核 燃 料 税 調 定 内 訳 書 (出力割用)

課税期間 年 月 日から 年 月 日まで

整理番号	納 税 義 務 者		熱 出 力	課税期間の月数	課 税 標 準	税 率	税 額	納 期 限
	所在地及び名称							
	-----		千kW	月	千kW		円	

注1 熱出力及び課税標準については、1,000キロワット未満の端数は切り捨てる。

2 税額は、100円未満は切り捨てる。

附 則

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。